



「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および 「離島等供給約款〔低圧用〕」の変更届出について

2026年3月13日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本日、電気事業法^{※1}に基づき、「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

「電気最終保障供給約款」は、当社サービスエリア内における特別高圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまが、いずれの小売電気事業者とも契約の合意に至らない場合に当社が供給を行う際の料金等の供給条件を、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」は、当社サービスエリア内の離島^{※2}等におけるお客さまに当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めたものです。

今回の変更届出の内容は、以下のとおりです。

なお、2026年2月12日に公表した内容^{※3}から変更はございません。

1. 「電気最終保障供給約款」および「離島等供給約款〔高圧用〕」の見直し

(1) 主な見直し内容（別紙）

東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電EP」）の特別高圧・高圧のお客さま向け電気料金メニュー等の見直し内容に基づき、料金単価等および使用電力量等を正しく計量できなかった場合の協議方法の見直しを行います。

なお、「離島等供給約款〔高圧用〕」における旧標準メニュー^{※4}の扱いについては、旧標準メニューを設定しつつ、料金単価等はベーシックプランと同等になるよう見直しいたします。

(2) 見直し実施予定日

2026年（令和8年）6月1日

2. 「離島等供給約款〔低圧用〕」の見直し

(1) 主な見直し内容（別紙）

東電EPの特定小売供給約款の見直し内容に基づき、低圧電力を時報用または警報用のみに使用する場合の扱い、供給停止の予告等の方法および使用電力量を正しく計量できなかった場合の協議方法の見直しを行います。

(2) 見直し実施予定日

2026年（令和8年）4月1日

※1 電気事業法

電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）

一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2 離島

当社サービスエリア内において、当社の主要な電力系統と接続されていない島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）をいいます。

※3 「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」の見直しについて

<https://www.tepco.co.jp/pg/company/press-information/press/2026/pdf/26x0601.pdf>

※4 旧標準メニュー

業務用季節別時間帯別電力、業務用電力、高圧季節別時間帯別電力、高圧電力、高圧季節別時間帯別電力A、高圧電力A

[別紙1：「電気最終保障供給約款」の主な見直し内容](#)

[別紙2：「離島等供給約款〔高圧用〕」の主な見直し内容](#)

[別紙3：「離島等供給約款〔低圧用〕」の主な見直し内容](#)

以 上